

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月12日
【四半期会計期間】	第93期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社河合楽器製作所
【英訳名】	KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 河合 弘隆
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区寺島町200番地
【電話番号】	053-457-1242
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 執行役員 管理本部長 伊藤 照幸
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル 株式会社河合楽器製作所 東京オフィス
【電話番号】	03-6718-4241
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務人事部 国内総括課（東日本担当） 中尾 諭
【縦覧に供する場所】	株式会社河合楽器製作所 東京オフィス （東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル） 株式会社河合楽器製作所 名古屋オフィス （名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル） 株式会社河合楽器製作所 大阪オフィス （大阪府中央区備後町三丁目3番9号 備後町コイズミビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 第3四半期 連結累計期間	第93期 第3四半期 連結累計期間	第92期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	53,487	53,581	72,376
経常利益 (百万円)	3,003	2,860	3,918
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,548	1,995	2,010
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,537	1,853	2,073
純資産額 (百万円)	24,459	26,485	25,005
総資産額 (百万円)	51,888	53,048	53,231
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	181.27	232.82	235.23
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	46.96	49.75	46.81

回次	第92期 第3四半期 連結会計期間	第93期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	74.16	65.50

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税)は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における日本経済は、政府の経済対策により企業収益は高水準を維持しているものの、消費税増税による国内景気の低迷懸念や不安定な国際情勢の中において輸出や生産の一部に弱さが見られ、雇用所得環境は緩やかな持ち直しにとどまっております。世界経済は、米中貿易摩擦の長期化や中東情勢の緊迫化、欧州における不安定な政治情勢の影響もあり、先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは第6次中期経営計画「Resonate 2021」を策定し、100年ブランドの確立に向け、祖業であるピアノづくりでトップブランドを目指し、各事業の強みをさらに深化させ、お客様満足度の追求・向上と音楽文化の発展を通して、企業価値・ブランド力の向上と持続的な成長に取り組んでおります。

国内では、教室・販売・アフターサービスを一体化した地域ユニット体制による営業活動の強化に継続して取り組み、カワイブランドの発信拠点となる店舗を最大限に活用し、誕生から20周年を迎えた『Shigeru Kawai』など高付加価値商品の販売に取り組みました。

海外では、米国やドイツでの直営店の活動などによる鍵盤楽器の販売拡大を図るとともに、中国や東南アジアでは、当社の強みである販売・音楽教室・調律・生産の四位一体のノウハウを活かして、中長期的な成長に向けた展開を推進しました。

商品政策としては、ダイナミックな響きの再現を可能にした響板スピーカーとアップライトピアノのアクションを搭載したハイブリッドピアノ『NOVUS NV5』を開発し、10月に発売しました。

また創立90周年の節目に合わせ創設した『Shigeru Kawai国際ピアノコンクール』の第3回を開催し、18の国と地域から234名のピアニストがエントリーしてハイレベルな演奏が繰り広げられ、大きな反響を頂きました。引き続き次世代を担うピアニストの発掘・育成や、世界の音楽文化の振興にも力を入れてまいります。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は 53,581百万円（前年同四半期比 0.2%増）、営業利益は 2,742百万円（前年同四半期比 3.3%減）、経常利益は 2,860百万円（前年同四半期比 4.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は 1,995百万円（前年同四半期比 28.8%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### （楽器教育事業）

楽器教育事業は、主力のピアノは『Shigeru Kawai』やハイブリッドピアノ『AURES』などの高付加価値商品の販売が好調で、日本、欧州、中国で堅調に推移しました。デジタルピアノは販売体制の強化により中国で伸長し、欧州でも最上位モデルの『CAシリーズ』や、『CNシリーズ』が堅調に推移しました。しかしながら円高による為替影響により、売上高は 43,335百万円（前年同四半期比 0.6%減）となり、営業利益は 1,947百万円（前年同四半期比 4.8%減）となりました。

#### （素材加工事業）

素材加工事業は、半導体関連部品や自動車関連部品の受注が減少したことなどにより、売上高は 7,418百万円（前年同四半期比 5.3%減）となり、営業利益は 846百万円（前年同四半期比 1.4%減）となりました。

#### （その他）

その他の事業は、医療機関向けIT機器の販売やソフトウェア開発の受託の増加などにより、売上高は 2,827百万円（前年同四半期比 37.3%増）となり、営業利益は 26百万円（前年同四半期比 75百万円増益）となりました。

また、財政状態の状況は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、現金及び預金の減少などにより53,048百万円（前連結会計年度末比0.3%減）となりました。

負債合計は、未払金や短期借入金、長期借入金の減少などにより26,563百万円（前連結会計年度末比5.9%減）となりました。

純資産合計は、親会社株主に帰属する四半期純利益などにより26,485百万円（前連結会計年度末比5.9%増）となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家に当社の株主となっただき、また、その様々な意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図して株式を大量に買い付けようとする事例も少なくありません。このような買付けの中には、当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして、望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主からの様々な意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させるためには望ましくないものと考えております。

また、当事業の軸は音楽・教育分野にあり、これらの事業は単にハードやソフトを提供することにとどまるものではなく、文化に深く関わる事業であると考えております。このような事業の運営においては、経済的側面のみならず、文化的側面も視野に入れたバランスのとれた経営姿勢が不可欠であると考えております。かかる観点から、方針決定を支配する者においては、このような経営姿勢についても、十分に理解していることが望ましいと考えております。

基本方針に関する取組み

( ) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを鋭意実行することが、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることとなり、さらなる多様な投資家からの当社への投資を促進させ、結果として、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(a) 当社は、2022年3月までの3カ年を対象期間とする第6次中期経営計画「Resonate 2021」を2019年4月1日より遂行しております。同計画では、長期ビジョンとして「100年ブランドの確立」を掲げ、100年、そしてさらにその先の継続的な発展に向け、祖業であるピアノづくりで世界一を目指し、各事業の強みをさらに深化させ、お客様満足度の追求・向上と音楽文化の発展を通して企業価値・ブランド力の向上と持続的な成長を図ってまいります。

(b) 当社は適切な組織体制の構築のために、以下の取組みを行っております。

当社は、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化のために、執行役員制度を採用し、業務執行と監督の分離に取り組むとともに、取締役の任期を1年としております。

また当社は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の業務執行の監督、監査に当たらせております。加えて、2015年6月からは社外取締役を2名選任し、同年12月には社外役員4名と社内取締役3名から構成されるコーポレート・ガバナンス委員会を設け、さらなるガバナンスの強化を図っております。

(c) 上記のほかにも、機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進により、株主との長期安定的な信頼関係の構築に努めてまいります。

( ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2016年6月28日開催の当社第89期定時株主総会に基づき更新いたしました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます。）を2019年6月26日開催の第92期定時株主総会における株主の承認により基本的に旧プランを継承し、新たな対応方針（以下「本プラン」といいます。）として更新しております。（本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載されている2019年5月21日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」に開示しております。）

当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

( ) ( ) の取組みについて

第6次中期経営計画「Resonate 2021」に関する当社の取組みは、究極的にはステークホルダー全体の利益を実現するための施策として当社経営陣に課せられた課題であると考えておりますので、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位を維持することを目的とするものでもありません。

執行役員制度、取締役の1年任期制、社外取締役の増員、社外監査役による取締役の業務執行監査、コーポレート・ガバナンス委員会の設置については、いずれも適正な業務執行を担保するために導入したものであり、株主共同の利益を害することにはなりませんし、また当社の会社役員の地位を維持するためのものでもありません。

機関投資家や証券アナリストへの説明会の開催、個人投資家向けのIR活動の推進についても、株主共同の利益を害するものではなく、投資家の判断に資することを目的として行おうとするものですので、当社の会社役員の地位を維持するものでもないと考えております。

( ) ( ) の取組みについて

本プランは、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

(a) 本プランの内容は、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供及び大規模買付行為の是非を判断する時間を確保することを求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の適切な判断を可能とするものです。したがって、株主共同の利益を害するものではなく、基本方針に沿う内容となっております。

(b) 本プランにおいて、対抗措置が発動される場合としては、大規模買付者が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合や、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。このように、対抗措置の発動は当社の企業価値及び株主共同の利益に適うか否かという観点から決定することとしておりますので、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的としないものとしております。

(c) 本プランにおいては、独立性の高い社外者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、対抗措置を発動できる場合か否かの判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備える内容となっており、株主共同の利益を害するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないといえます。

本プランは、更新後3年毎に、本プランの期間更新又は廃止について、定時株主総会の議案として上程し、株主に対して本プランの継続の是非を直接判断いただくこととしております。また、取締役の任期を1年としていることを前提として、毎年、定時株主総会における取締役の選任議案に各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載するとともに、定時株主総会后、最初に開催される取締役会において、株主より選任された取締役が本プランの継続又は廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主及び投資家へ開示することとしております。

このように、本プランの継続については、株主の意思が直接反映されるよう努めており、株主共同の利益を害することのないよう、また、当社の会社役員の地位の維持につながることを努めております。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、533百万円であります。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,200,000
計	34,200,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,011,560	9,011,560	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	9,011,560	9,011,560	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	-	9,011	-	7,122	-	1,257

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 416,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,579,900	85,799	-
単元未満株式	普通株式 15,260	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,011,560	-	-
総株主の議決権	-	85,799	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有のものであり、同じく「単元未満株式」欄に74株当社保有株式が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれておりますが、全て名義書換失念株式であります。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。
3. 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」による「カワイ従業員持株会信託」が所有する当社株式23,400株(議決権234個)を「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社河合楽器製作所	静岡県浜松市中区寺島町 200番地	416,400	-	416,400	4.62
計	-	416,400	-	416,400	4.62

- (注) 1. 上記には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」による「カワイ従業員持株会信託」が所有する当社株式23,400株を含めておりません。
2. 当第3四半期会計期間末現在の自己株式数は416,474株であります。なお、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」は2019年11月29日をもって終了しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、アーク有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称をアーク有限責任監査法人に変更しております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	11,798	10,365
受取手形及び売掛金	27,434	26,495
商品及び製品	5,496	6,672
仕掛品	1,552	1,438
原材料及び貯蔵品	2,208	2,832
その他	1,524	2,070
貸倒引当金	153	137
流動資産合計	29,861	29,737
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,870	4,641
機械装置及び運搬具(純額)	2,056	1,957
土地	6,345	6,334
その他(純額)	869	970
有形固定資産合計	14,142	13,904
無形固定資産	862	838
投資その他の資産		
投資有価証券	5,857	6,411
繰延税金資産	1,089	751
その他	1,541	1,549
貸倒引当金	122	143
投資その他の資産合計	8,365	8,568
固定資産合計	23,370	23,311
資産合計	53,231	53,048
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,265	24,844
短期借入金	5,859	5,454
未払法人税等	732	402
賞与引当金	897	372
製品保証引当金	94	88
その他	4,753	4,058
流動負債合計	16,602	15,221
固定負債		
長期借入金	1,091	775
環境対策引当金	29	29
退職給付に係る負債	9,479	9,455
資産除去債務	601	603
その他	421	479
固定負債合計	11,624	11,342
負債合計	28,226	26,563

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	7,122	7,122
資本剰余金	1,257	1,257
利益剰余金	17,189	18,712
自己株式	1,061	963
株主資本合計	24,508	26,129
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	873	1,112
為替換算調整勘定	101	559
退職給付に係る調整累計額	364	288
その他の包括利益累計額合計	407	263
非支配株主持分	89	91
純資産合計	25,005	26,485
負債純資産合計	53,231	53,048

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	53,487	53,581
売上原価	38,962	39,181
売上総利益	14,525	14,399
販売費及び一般管理費	11,690	11,657
営業利益	2,834	2,742
営業外収益		
受取利息	52	52
受取配当金	47	51
固定資産賃貸料	31	28
為替差益	70	52
その他	101	54
営業外収益合計	303	238
営業外費用		
支払利息	38	34
寄付金	34	42
その他	62	43
営業外費用合計	134	120
経常利益	3,003	2,860
特別利益		
固定資産売却益	0	-
受取補償金	7	10
特別利益合計	8	10
特別損失		
固定資産除却損	16	8
固定資産売却損	0	0
投資有価証券売却損	475	-
特別損失合計	492	8
税金等調整前四半期純利益	2,519	2,862
法人税等	863	859
過年度法人税等	104	-
四半期純利益	1,551	2,003
非支配株主に帰属する四半期純利益	3	8
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,548	1,995

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	1,551	2,003
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	239
為替換算調整勘定	103	464
退職給付に係る調整額	83	75
持分法適用会社に対する持分相当額	7	0
その他の包括利益合計	14	149
四半期包括利益	1,537	1,853
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,540	1,851
非支配株主に係る四半期包括利益	3	2

【注記事項】

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当及び信託に関する諸費用の純額を資産又は負債に計上しております。

なお、2019年11月29日をもって当該信託は終了しております。

取引の概要

当社は、2014年9月17日開催の取締役会決議に基づき、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、「カワイ従業員持株会」(以下「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「カワイ従業員持株会信託」(以下「E-Ship信託」という。)を設定し、E-Ship信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度 98百万円 40千株であります。なお、当第3四半期連結会計期間は、信託が終了しているため残存する当社の株式はありません。

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 91百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間は、信託が終了しているため借入金はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
(株)カワイ旅行センター	2百万円	- 百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	31百万円	24百万円
支払手形	192	170

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	1,127百万円	1,167百万円
のれんの償却額	80	-

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	429	50	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(カワイ従業員持株会信託)が保有する当社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	472	55	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、野村信託銀行株式会社(カワイ従業員持株会信託)が保有する当社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	楽器教育	素材加工	計				
売上高							
外部顧客への売上高	43,593	7,835	51,428	2,059	53,487	-	53,487
セグメント間の 内部売上高又は振替高	1	342	343	287	630	630	-
計	43,594	8,177	51,771	2,346	54,118	630	53,487
セグメント利益 又は損失( )	2,044	858	2,902	49	2,853	18	2,834

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報関連事業、金融関連事業及び保険代理店事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 18百万円には、セグメント間取引消去 67百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 85百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	楽器教育	素材加工	計				
売上高							
外部顧客への売上高	43,335	7,418	50,753	2,827	53,581	-	53,581
セグメント間の 内部売上高又は振替高	1	405	406	312	719	719	-
計	43,336	7,823	51,160	3,140	54,300	719	53,581
セグメント利益	1,947	846	2,793	26	2,819	77	2,742

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報関連事業、金融関連事業及び保険代理店事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 77百万円には、セグメント間取引消去 12百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 89百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益	181円27銭	232円82銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,548	1,995
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,548	1,995
普通株式の期中平均株式数 (千株)	8,542	8,569

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている「カワイ従業員持株会信託」に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第3四半期連結累計期間は53,111株、当第3四半期連結累計期間は25,589株であります。

なお、2019年11月29日をもって当該信託は終了いたしました。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月12日

株式会社 河合楽器製作所  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 昭彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 博生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社河合楽器製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社河合楽器製作所及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。